安心して暮らせる住み良いむかわ町の実現のために!

むかわ町まちづくり基本条例の考え方について

(概要版)

まちづくり基本条例とは?

一言で表すと「まちづくりを進める上での仕組みやルール」を定めたものです。

条例では、まちづくりの理念や行政運営の基本原則を定めるとともに、地域の課題やまちづくりに関して、町民と行政等がどんな役割を担い、どのような方法で取り組んでいくか等を明らかにしています。

自治体によっては「自治基本条例」として制定しているところもあります。

どうしてまちづくり基本条例が必要なの?

地方分権の推進により、国から地方へ権限や財源の移譲が進む中、自治体は、「**自己責任**」 「**自己決定**」に基づいた自治体運営が求められるようになり、地域のことは、地域に住む住 民自らの責任で物事を決めていくという考え方が広がってきました。

むかわ町では、まちの将来像を「人と自然が輝く清流と健康のまち」とし、まちづくりの指針を「むかわ力の結集~人を育て我がまちの力を高めよう~」とした「むかわ町まちづくり計画」(H24年3月議決)がスタートしました。

町民が共に支え合い、より自立したまちとして進んでいくために今まで以上に町民と行政が相互理解と信頼により目的を共有し、連携や協力をして、地域の公共的な問題を解決していく「協働」の力が必要となってきました。

まちづくりを進める上での仕組みや基本的なルールの整備が必要となりました!

まちづくり基本条例によりどのように変わっていくの?

この条例ができたからといって、町民の皆さんの暮らしが急に変わるものではありません。しかし、まちづくりを進めていく上で、町民の皆さんの意見を反映する仕組みが整えられます。

これからは、行政等は町民の皆さんへわかりやすい情報提供に努めたり、町民の皆さん も町政やまちづくりに関心を持って、主体的に参画するなど、町民の皆さんと行政等がお 互いに協力し、補うことにより、協働のまちづくりへ向けて一歩ずつ進んでいくこととな ります。条例の制定がゴールではありません。この条例をいかに活用するかが大切です。

条例の主なポイント

※この条例では、町民、議会及び行政の三者を「私たち」という用語を使用します。

1 ●3つの基本理念

①まちづくりの主体は町民 ②協働の精神を大切にします

③次世代に引き継いでいくむかわ町の創造を目指します

●基本理念を実現するための3つの基本原則

町民主体の原則・情報共有の原則・町民参加と協働の原則

3 ●町民がまちづくりの主体

まちづくりの主体は、町民です。町政は、まちづくりの一部を選挙という制度を通じて議会と町長に町民が信託したものです。

●情報共有について

協働のまちづくりを進めるために町民と行政等が共通の認識をもつことが重要です。そのために町民と行政等がお互いに情報を伝え合い、必要な情報の共有に努めることなどを定めます。

●町民参加と協働について

- ◇ 町民が自主的、自発的にまちづくりに参加することや行政等が広く町民の意見を求めて、町政に反映すること等を定めます。また、20歳未満の青少年や子どももその年齢にふさわしい方法で町政に参加できることも定めます。
- ◇ 町民参加が必要な事項や参加の方法についても定めます。
- ◇ 町民、議会及び行政の三者がお互いを理解し、信頼をして協働の推進に努めることや町民の自主性や自立性を損なわないように配慮や支援することを定めます。

●住民投票について

町政に関する重要な事項については、住民の意思を直接確認するため、 住民投票を実施することができることを定めます。

住民投票の請求等については、地方自治法に基づいて行われます。 ※住民投票は、必要がある場合に条例を定めて行う「個別設置型住民投票制度」とします。→条例の提出により議会の議決を経て制定されます。

【一口メモ】

5

- ○「自治」→私たち自身が課題や問題を自主的な判断で決めて、自ら の責任において行動し、その結果に責任を持つこと。
- ◎「まちづくり」→住み良いむかわ町をつくるための公共的な活動。





まちづくりをみんなで担っていきます!

町民の役割と責務

※ この条例で「町民」は、むかわ町に住所を有する人の他に、 町内で働き、学び、活動する人も含めて広く定義しています。

◯ 地域の課題解決に向けた協働によるまちづくりの取り組み

ひとり一人が、まちづくりの主体であることを自覚し、互いに尊重しあいながら、 協働によるまちづくりの推進に努め、地域課題の解決につなげます。

◆協働の例 公園の除草・清掃活動、防犯パトロール、自主防災の取り組み 等

2 X 町政への参画

町民は、町政に関する情報を知る権利と町政に参加する権利があります。これらを 有効に活用し、主体的に町政に参加しましょう。なお、これらの権利を有する一方で 自らの行動及び発言に責任を持つことが必要です。

◆町政への参画の例 審議会等への参加、まちづくり提案箱の活用等、

3 人 負担を分かち合いましょう

町民は、まちづくりの主体として、行政サービスを受ける権利を持つ一方で、その サービス提供に伴う費用、つまり、まちづくりを推進するために必要となる経費につ いて、負担することとします。

◆**負担とは** 税金、分担金、使用料、手数料、受益者負担金など、法令や条例等の定めによって町民に課す全ての負担を意味しています。

4 町民ぐるみで子育ての推進に努めます

将来、むかわ町のまちづくりを担っていくのは、子ども達です。このまちの宝とも 言える子ども達を健やかに成長させるために、まち全体で育て守っていきましょう。

◆子育て推進の例 地域での見守り声かけ運動、非行防止への啓蒙 等

議会

議会は、町政の意志決定機関として、町民の視点に 立ち、開かれた議会の実現に努めます。



行政の役割と責務



1 人 行政の基本

協働によるまちづくりを推進するため、情報の共有と町民参加を図り、町民、議会と連携協力して町政を執行します。

2 X 町長の責務

むかわ町を代表する町長は、町民の信託に応えるため、公正かつ誠実にまちづくり を進めます。

また、職員を適正に指揮監督するとともに、職員の資質向上を図りながら、効率的な組織運営に努めます。

3 人 行政職員の責務

6

この条例の基本理念、基本原則に基づき、町民の視点に立ち、公正かつ適正に職務を遂行します。また、職場内の連携と町民の意向等に的確に対応できるよう自ら政策 形成能力の向上に努めます。

4 大 町民と情報を共有します

町民の参画と協働によるまちづくりを推進するため、広報紙やホームページなどを 活用するなどして、町政の様々な情報を積極的に提供し、町民との情報共有に努めま す。また、町政について、町民にわかりやすく説明します。

◆情報提供の例 行政の運営状況・財務状況、町民からの提言等の検討結果 等

5 人 町民の町政への参画の機会を確保します

町民が主役のまちづくりを推進するため、町民が施策の決定過程などに意見を反映できる機会の確保に努めます。

◆参画の例 各種施策の意見公募、審議会等への参加、意見交換会の実施、まちづ くり提案箱、住民投票 等

大 町民との協働まちづくりを推進します

町民やコミュニティの主体的なまちづくり活動に対し、自主性等を尊重し、必要に 応じて様々な支援を行うこととします。

- ◆**支援の例** 特色ある地域づくり事業補助金、生涯学習奨励補助金、各種公共施設の整備 等
- ※ まちづくりの進め方のルールが明確になります!!

まちづくり基本条例を構成する事項



目的・理念等

※まちの目指す姿、まちづくりの基本理念、基本原則

前 文	条例制定の背景と基本的な考え方を明らかにします。
	(まちの自然風土や地勢、まちづくりの姿勢と進め方等を明記)
第1章 総 則	条例を定める目的、条例で使用される用語の定義、まちづくりの
第1条~第4条	基本理念、基本理念を実現するための基本原則を規定します。

制度や仕組み

※目的や理念を実現するために必要な基本的な制度や仕組み

第2章 情報共有	町民と行政等が情報を共有しながら、まちづくりに取り組む基本
第5条~第10条	的な考え方と制度を規定します。
第3章 町民参加と協働	町民参加によるまちづくりと協働の推進の基本的な考え方、町民
第 11 条~第 15 条	参加の方法等について規定します。
第4章 住民投票	住民投票制度の実施と住民投票の請求及び発議について規定し
第 16 条~第 17 条	ます。

担い手の役割と責務

※制度や仕組みを担う町民・議会・行政の役割と責務

第5章 町 民	まちづくりを進める上での町民の権利、役割と責務、事業者の役
第 18 条~第 20 条	割についての基本的な考え方を規定します。
第6章 コミュニティ	まちづくりにおけるコミュニティの定義、役割、町民及び行政と
第 21 条~第 24 条	の関わりについて規定します。
第7章 議 会	議会の役割・権限・責務、議員の責務、議会運営について規定し
第 25 条~第 30 条	ます。
第8章 行 政	行政の役割・責務、町長・職員の責務について規定します。
第 31 条~第 35 条	
第9章 行財政運営	まちづくり計画など、行財政運営に関する基本的事項について規
第 36 条~第 41 条	定します。
第 10 章 交流・連携	町外の様々な人々との連携・交流、国・道・他の市町村との連携
第 42 条~第 44 条	協力について規定します。

条例を維持発展させる制度

※条例の実効性を確保し、維持発展させるための制度

第11章 条例の見直し	条例の見直しについて規定します。この条例は4年を超えない期
第 45 条	間ごとに社会情勢に適合しているか検討することとします。
第 12 章 最高規範	むかわ町における自治の基本的事項を定める最高規範として位
第 46 条	置づけます。

条例全体の構造

条例の理念・原則

理念・

原則を受けた制度

第2章 情報共有 第5条 情報共有の基本

第6条 情報提供第7条 説明責任

第8条 情報公開

第9条 個人情報の保護

第10条 町民の意見等

前 文

第1章 総 則

第1条 目的 第2条 用語の定義 第3条 基本理念 第4条 基本原則

第3章 町民参加と協働

第11条 町民参加の基本

第12条 町民参加の推進

第13条 町民参加の方法

第14条 審議会等の委員の選任

第15条 協働の推進

第4章 住民投票

第 16 条 住民投票 第 17 条 住民投票の請求 及び発議

第5章 町 民

第 18 条 町民の権利 第 19 条 町民の役割と責務 第 20 条 事業者の役割

第6章 コミュニティ

第 21 条 コミュニティの定義 第 22 条 コミュニティの役割

第23条 町民とコミュニティ

第24条 行政とコミュニティ

第7章 議 会

第25条 議会の設置

第26条 議会の役割

第27条 議会の権限

第28条 議会の責務

第29条 議員の責務

第30条 議会運営

第8章 行 政

第31条 行政の基本

第32条 行政の役割と責務

第33条 町長の設置

第34条 町長の責務

第35条 行政職員の責務

第9章 行財政運営の原則

第36条 まちづくり計画

第37条 財政運営

第38条 行政評価

第39条 行政手続

第40条 政策法務

第 41 条 危機管理

第10章 交流・連携

第42条 町外の様々な人々との連携及び協力 第44条 他の市町村との連携と協力 第43条 国及び北海道との連携と協力

条例の維持発展

制度の担い手の具体化

第11章 条例の見直し

第45条 条例の見直し

第12章 最高規範

第46条 最高規範

参考:むかわ町まちづくり基本条例(素案) ※案ですので今後、条文の言葉や表現が変更となる場合があります。

【前文】

むかわ町は、広大な森林と大地が広がり、清流鵡川が雄大な太平 洋にそそぐ、豊かな自然につつまれたまちです。

私たちは、先人のたゆまぬ努力によって培われてきた歴史と伝統を大切にし、豊かな自然とその恵みを財産として守り続け、このまちに住んで良かった、いつまでも住み続けたいと実感するまちづくりを進めていきます。

私たちは、地域の課題を解決し、まちを豊かにするのは私たち自身であるという強い意志をもって、自ら考え、行動し、将来にわたり力を合わせ、協働の精神のもと、人も自然も輝き、まち全体が健康であるまちづくりを進めていきます。

ここに、まちづくりを進めるための自治の姿を確立し、これを守り 育てながら未来を担う子どもたちに引き継ぐため、むかわ町まちづく り基本条例を定めます。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、むかわ町のまちづくりに関する基本理念及び 基本原則を定めるとともに、協働によるまちづくりを推進するため、町民、議会及び行政の役割と責務を明らかにし、町民主体に よるまちづくりを実現することを目的とします。

(用語の定義)

- 第2条 この条例において使用する用語の定義は次のとおりとします。
 - (1) 町民 町内に住所を有する人(以下「住民」という。)、町内で働く人、学ぶ人及び町内で事業活動その他の活動を営む人並びに団体をいいます。
 - (2) 議会 選挙で選ばれた町議会議員によって構成する議事機関をいいます。
 - (3) 行政 町長及びその他執行機関をいいます。
 - (4) 町政 議会と行政が担う自治の領域をいいます。
 - (5) 自治 私たち自身が課題や問題を自主的な判断で決めて、自 らの責任において行動し、そしてその結果に責任を持つことをい います。
 - (6) まちづくり 住みよいむかわ町をつくるための公共的な活動 をいいます。
 - (7) 協働 町民、議会及び行政がそれぞれ役割分担をするととも に互いに知恵と力を合わせ、同じ目的に向かって協力し、行動 することをいいます。
 - (8) まちづくり計画 むかわ町の長期的な発展の方向として基本 理念と将来像を明らかにし、その目標達成のために必要な政策 の実施方法を示し、具体化するための総合的な計画をいいます。 (基本理念)
- 第3条 私たちは、次にかかげる事項によってまちづくりを進めることを基本とします。
 - (1) 私たちは、まちづくりの主体は町民であるということを踏まえて、自らの手で自らのまちを創造する意志を明確にし、考え、行動し、互いに支え合い、安心して暮らせる住みよいむかわ町の実現をめざします。

- (2) 私たちは、協働の精神を大切にして、課題を見いだし、解決に努め、常に進歩するまちづくりをめざします。
- (3) 私たちは、まちづくりを次世代に引き継いでいく持続可能なむかわ町の創造をめざします。

(基本原則)

- ちに住んで良かった、いつまでも住み続けたいと実感するまちづく 第4条 私たちは、次にかかげる原則に基づきまちづくりを推進しまりを進めていきます。
 - (1) 町民主体の原則 町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりの一部を議会及び行政へ信託します。
 - (2) 情報共有の原則 私たちは、まちづくりに関する情報を共有します。
 - (3) 町民参加と協働の原則 まちづくりは、町民の主体的な参加の下に行われることを基本とし、私たちは、お互いを理解し、それぞれの役割と責任において、協働してまちづくりを行います。

第2章 情報共有

(情報共有の基本)

第5条 私たちは、互いにまちづくりに関する情報を伝え合い、情報 の共有が町民主体のまちづくりの根源であることを認識すること を基本とします。

(情報提供)

- 第6条 議会及び行政は、この条例の基本理念の実現を図るため、町 政に関する情報を適切な時期に適切な方法で、町民にわかりやすく 伝えます。
- 2 町民は、まちづくりに必要な情報を議会及び行政へ積極的に伝えます。

(説明責任)

(情報公開)

第7条 議会及び行政は、町政に関する情報を町民にわかりやすく説明し、町民から説明を求められた場合には、誠実に対応します。

第8条 議会及び行政は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、別に条例で定めるところにより、情報を公開します。 (個人情報の保護)

第9条 議会及び行政は、個人の権利や利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について、別に条例で定めるところにより、適正な保護を図ります。

(町民の意見等)

- 第 10 条 行政は、まちづくりに関する町民の意見、提言及び要望等 (以下「意見等」という。)を総合的に検討し、迅速かつ誠実に対応 するとともに町政への反映に努めます。
 - 2 行政は、意見等の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公表 します。ただし、別に条例で定めるところにより公表することが適 当でないと認められるときは、この限りではありません。
 - (1) 意見等の内容
 - (2) 意見等の検討結果及びその理由
- (1) 私たちは、まちづくりの主体は町民であるということを踏まえ 3 行政は、意見等への対処経過についての記録を共有し、適切に管 て、自らの手で自らのまちを創造する意志を明確にし、考え、行 理するための制度の整備に努めます。

第3章 町民参加と協働

(町民参加の基本)

- 第11条 町民は、まちづくりの主体として、自主的・自発的にまち づくりに参加することを基本とします。
- 2 議会及び行政は、広く町民の意見を求め、町政に町民の意志を反 映することを基本とします。
- 3 議会及び行政は、町政へ広く町民が参加する機会を保障します。
- 4 議会及び行政は、町民が町政への参加又は不参加を理由として不 利益を受けないよう配慮します。
- 5 次世代の担い手である満20歳未満の青少年及び子どもは、それ ぞれの年齢にふさわしい方法により町政に参加できます。

(町民参加の推進)

- 第12条 行政は、次の事項を実施するときは、町民の参加を推進し、 町民の意志を尊重します。
 - (1) まちづくり計画及び分野別の基本的な計画の策定又は見直し
 - (2) 町民に義務を課し、又は町民の権利を制限することを内容と する条例の制定、改正又は廃止
 - (3) 広く町民が利用する公の施設の新設又は廃止、利用方法に関 する事項
 - (4) 行政が行う事務及び事業を効果的かつ効率的に推進するため の行政評価
 - (5) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策の決定
 - (6) 前各号のほか、町民参加が有効と認められる事項
- 2 行政は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当す るときは、町民参加を求めないことができます。
 - (1) 災害対応等、緊急に行わなければならないもの
 - (2) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に 基づき行うもの

(町民参加の方法)

- 第13条 行政は、前条第1項に規定する事項を実施するときは、次 の各号のいずれか又は複数の方法により、適切な時期に町民参加を 求めます。
 - (1) 審議会等の開催
 - (2) 意見交換会の実施
 - (3) 町民意見の公募
 - (4) アンケート調査の実施
 - (5) その他適切な方法

(審議会等の委員の選任)

- 第14条 行政は、町政に公平かつ広く町民の意見が反映されるよう 審議会等の委員の選任について、次の事項に配慮します。
 - 確保されるよう留意します。
- (2) 正当な理由があるときを除き、委員の一部を公募します。
- (3) 幅広く人材を確保するため、委員の就任期間又は他の審議会等 との重複を避けるように配慮します。

(協働の推進)

- 第15条 私たちは、まちづくりにおける課題を解決するため、相互 理解と信頼関係のもと、協働の推進に努めます。
- 2 行政は、町民との協働を推進するために、町民の自主性及び自立 性を損なわないように配慮するとともに、協働の推進に必要な支援

と制度の整備に努めます。

第4章 住民投票

(住民投票)

- 第16条 住民投票は、住民、議会及び町長の発議により、まちづく りに極めて重大な影響を及ぼす重要事項について、直接住民の意思 を確認するため、議会の議決を経て実施することができます。
- 2 住民投票に参加できる者の資格及びその他住民投票の実施に必要 な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。
- 3 町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければなりま せん。

(住民投票の請求及び発議)

- 第17条 選挙権を有する住民は、法律の定めるところにより、住民 投票条例の制定を町長に請求することができます。
- 2 議会の議員は、法律の定めるところにより、住民投票条例の制定 を議会に発議することができます。
- 3 町長は、第17条第1項の規定により、必要があると判断したと き、住民投票条例の制定を議案として議会に提出することができま す。

第5章 町 民

(町民の権利)

- 第18条 町民は、町政に参加する権利を有します。
- 2 町民は、町政に関する情報について開示を求め、知る権利を有し ます。
- 3 町民は、町政について、意見を表明し、提案することができます。
- 4 町民は、行政サービスをひとしく受ける権利を有します。
- 5 町民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由に不利益な扱いを 受けません。

(町民の役割と責務)

- 第19条 町民は、むかわ町のまちづくりの主体として自ら考え行動 し、積極的に町政及び地域活動に参加するように努めます。
- 2 町民は、互いの自由と人格を尊重し合い、公共のきまりを守り、 連携し、協力してまちづくりに努めます。
- 3 町民は、まちづくりに関して、自らの知識や技術を積極的に発揮 するとともに、発言及び行動に責任を持つよう努めます。
- 4 町民は、まちづくりを推進するために必要な負担を負うこととし
- 5 町民は、関係する機関、団体等と連携して、子どもの安全の確保 と教育の充実に努め、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支え るため、町民ぐるみの子育ての推進に努めます。

(事業者の役割)

- (1) 委員の構成は、性別及び年代の別等に配慮し、多面的な審議が 第20条 事業者とは、その本拠の有無に関わらず、町内で事業活動 を行う者をいいます。
 - 2 事業者は、事業活動を行うにあたり、自然環境及び生活環境に配 慮するよう努めます。
 - 3 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、 従業員の行う地域活動にも配慮して、町民が行うまちづくり活動を 尊重するとともに地域社会との調和を図り、住みよい地域社会の実 現に寄与するよう努めます。

第6章 コミュニティ

(コミュニティの定義)

を送ることを目的として、自主的に結ばれた多様な組織及び集団を いいます。

(コミュニティの役割)

- 第22条 コミュニティは地域社会において自らできることを考え、 行動し、地域の課題の解決に向けて取り組むように努めます。
- 2 コミュニティは、町民相互のつながりを大切にし、多くの町民が 参加しやすい環境づくりに努めます。
- 3 コミュニティは、地域の課題解決のためコミュニティ相互の連携 や行政と協働し、活動の充実に努めます。

(町民とコミュニティ)

- 第23条 町民は、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことの できる地域社会の実現のため、コミュニティの役割を認識するとと もに、積極的に参加し、コミュニティを守り育てるように努めます。 第32条 行政は、条例、予算、その他議会の議決に基づく事務、法 (行政とコミュニティ)
- 第24条 行政は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重して連携 を図るとともに、コミュニティ活動を推進するために必要な支援を 行います。

第7章 議 会

(議会の設置)

第25条 町民の信託に基づき、町民の代表機関として、議会を置き ます。

(議会の役割)

- 第26条 議会は、討論を基本とし、会議における活発にして自由な 計議をする機会の拡充に努めます。
- 2 議会は、議決による意思決定の過程及び妥当性を町民に明示しま

(議会の権限)

- 第27条 議会は、むかわ町の条例、予算、決算、財産及び町政運営 第35条 行政の職員は、この条例の基本理念、基本原則を遵守し、 の基本的な事項に関わる意思決定を行う権限を有します。
- 2 議会は、行政の事務に関する監査請求や調査等の監視の権限を有 します。

(議会の責務)

- 第28条 議会は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、 将来に向けたまちづくりの展望をもって、課題を的確に把握し、活 動する責務を有します。
- 2 議会は、広く町民の意見を聴取し、議会運営について町民に説明 する責務を有します。

(議員の責務)

- 第29条 議員は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、 第36条 町長は、むかわ町の目指す将来の姿を明らかにし、その実 町民の信託に対する自らの責任を果たす責務を有します。
- 2 議員は、まちづくりの推進と町民の生活向上を目指し、常に政策 の提案に努めます。
- 3 議員は、政策立案能力、自治立法能力及び審議能力等を高めるた め、常に自己研鑽に努めます。
- 4 議員は、政治倫理に基づいた公正かつ誠実な活動に努めます。
- 5 議員は、むかわ町全体のまちづくりの視点をもって、的確な判断、

活動を行うよう努めます。

(議会運営)

- 第21条 コミュニティとは、町民が互いに助け合い、心豊かな生活 第30条 議会は、情報共有及び町民参加を図り、開かれた議会をめ ざします。
 - 2 議会の会議は、公開とします。ただし、公開することが適当でな いときは、非公開とすることができます。
 - 3 議会は、会期外においても町民の意思の反映を図るため、町民と の対話の機会を設けるように努めます。

第8章 行 政

(行政の基本)

- 第31条 行政は、この条例の基本理念、基本原則に基づき、協働に よるまちづくりを推進するため、情報の共有と町民参加を図り、町 民及び議会と連携協力して町政を執行することを基本とします。 (行政の役割と責務)
- 令、規則及びその他の規定に基づき事務を適正に管理し、執行しま
- 2 行政は自らの判断と責任において、効果的かつ効率的に町政を執 行します。

(町長の設置)

第33条 町民の信託に基づき、むかわ町の代表機関として、町長を 置きます。

(町長の責務)

- 第34条 町長は、この条例の基本原則を遵守し、基本理念を実現す るため、町民の信託に応え、公正かつ誠実にまちづくりを推進する 責務を有します。
- 2 町長は、常に職員を適切に指揮監督し、町民の意向や政策課題に 的確に対応できる知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な 組織体制を整備する責務を有します。

(行政職員の責務)

- 常に町民の視点に立ち、公正かつ適正に職務を遂行する責務を有し
- 2 行政の職員は、自らも町民の一員であることを認識し、職務を遂 行します。
- 3 行政の職員は、まちづくりの課題に対応するため、互いに職場内 の連携を図るとともに、町民の意向や政策課題に的確に対応するた め、自ら政策形成能力の向上に努めます。

第9章 行財政運営の原則

(まちづくり計画)

- 現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりを推進するため、議会の 議決を経て、まちづくり計画を策定します。
- 2 行政は、まちづくり計画を最上位の計画と位置付け、行政が行う 政策は法令の規定によるもの及び緊急を要するものを除き、まちづ くり計画に基づいて実施します。
- 3 各分野の政策を実現するために策定する計画及び実施にあたって は、まちづくり計画との整合を図ります。

(財政運営)

- 第37条 行政は、まちづくり計画に基づいて予算を編成し、中長期 的な財政見通しに留意しながら計画的かつ健全な財政運営を図り 第45条 町長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、こ
- 2 行政は、予算及び決算並びに財政状況等について、わかりやすく 適切な方法により、公表します。

(行政評価)

- 第38条 行政は、効果的かつ効率的な町政を進めるため、行政が行 う事務及び事業について点検を行い、まちづくり計画に掲げた将来 像の実現と住民サービスの向上を図ります。
- 2 行政は、町民参加による行政評価を実施するとともに、評価結果 に関する情報をわかりやすく公表し、その結果を予算、事務及び事 第12章 最高規範 業へ反映します。

(行政手続)

- 第39条 行政は、町民の権利利益の保護を図るため、処分、行政指 導及び届出に関する手続を明らかにし、公正の確保と透明性の向上 2 わたしたちは、まちづくりに関する全ての活動において、この条 を図ります。
- 2 前項に関して必要な事項は、別に条例で定めます。 (政策法務)
- 第40条 行政は、むかわ町の振興及び特定の課題を解決するために 必要な政策を実現するため、必要に応じてその政策の実現に向けた 条例を整備し、運用します。

(危機管理)

- 第41条 行政は、町民の生命及び財産等を守り、暮らしの安全を確 保するとともに、災害等の緊急時において総合的かつ機能的な活動 が図れるよう危機管理体制を整備します。
- 2 行政は、災害時において町民及び関係機関等と連携し、速やかに 状況を把握するとともに必要な措置を講じます。
- 3 町民は、緊急時において相互に助け合い、行動できるよう日頃か ら防災等に対する意識の高揚を図り、行政と一体となった協力体制 の整備に努めます。
- 4 町民と行政は、あらゆる危機へ対応するため、常に連携及び協力 をしていきます。

第10章 交流・連携

(町外の様々な人々との連携及び協力)

- 第42条 わたしたちは、社会、経済、観光、環境、教育等様々な分 野において、町外の様々な人々との連携及び協力を図ります。
- 2 わたしたちは、町外の様々な人々との交流を深め、その活動によ ってもたらされる経験、知識及び情報等をまちづくりに活かすよう に努めます。

(国及び北海道との連携と協力)

第43条 議会及び行政は、国及び北海道と対等の関係にあることを 踏まえ、互いの役割分担を明確にし、課題の解決を図るため連携及 び協力をしていきます。

(他の市町村との連携と協力)

第44条 議会及び行政は、効率的な町政の推進や共通する課題を解 決するため、他の市町村との広域的な連携の体制及び相互の信頼関 係を確立し、互いの自主性を尊重しながら連携及び協力をしていき ます。

第11章 条例の見直し

(条例の見直し)

- の条例がむかわ町にふさわしく、社会情勢に適合しているかを検討 します。
- 2 町長は、前項に規定する検討にあたっては、むかわ町まちづくり 委員会に必要な意見を求めます。
- 3 町長は、前2項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例とこの 条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは必要な 措置を行います。

(最高規範)

- 第46条 この条例は、むかわ町における自治の基本的事項を定める 最高規範として位置づけます。
- 例を誠実に遵守しなければなりません。
- 3 議会及び行政は、他の条例及び規則等の制定改廃並びにまちづく りに関する計画の策定又は変更を行うときは、この条例の内容を導 守し、整合性を図らなければなりません。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25 年4月1日から施行します。